

サプライヤー行動基準

三好化成グループ

序文

三好化成グループはサプライヤーとの関係を強化し、製品の品質基準および納期を遵守した誠実な事業活動を目指します。当社は、すべてのサプライヤーを、持続的成長に向けて共に協力し合い、法規や高い倫理基準を遵守して事業活動を遂行するパートナーと考えています。

サプライヤーおよびお取引先との関係構築と強化のために、当社は三好化成グループのCSR憲章に準じたサプライヤー行動基準を制定しました。本行動基準は、サプライヤーと当社がともに同じ倫理基準を共有して行動することを目的としています。

当社は、このサプライヤー行動基準を、サプライヤーを選択する際の基準として用いるものとします。当社は、サプライヤーが本行動基準を遵守することを要求するとともに、サプライヤーが当社関連の事業に携わるサブコントラクターに対しても本基準の遵守を求めることを期待します。

お取引先に安心と安全をお届けし、かつ社会・環境にやさしい製品およびサービスを提供すること、十分な情報を公開しつつお取引先とのコミュニケーションを図ること、そして持続可能な社会の実現に努めながら地域コミュニティとの関係を重視することに、サプライヤーとともに取り組むことを期待しています。

サプライヤー行動基準

1. 人権

サプライヤーと取引を行うにあたり、当社は、サプライヤーが国際人権規約および他の人権に関する国際基準を尊重するよう要請します。

当社は、人種、宗教、皮膚の色、出身国、性別、性的志向、障害、年齢、出身民族、社会的地位、政治的意見など（を含むがそれに限らない）を理由として、雇用や待遇において従業員を差別することのないようサプライヤーに期待します。また、当社は性的嫌がらせや権力濫用を含むモラルハラスメントを行わないサプライヤーを進んで選定するものとします。

2. 法令順守

当社は、事業活動を行う国や地域において適用されるすべての法令を遵守するサプライヤーと取引を行います。

当社は、GMP, EFCI, GMP Guidance, ISO22716, Cosmetic GMP といった、法令による定めよりもより厳しい国際標準および業界標準を満たすサプライヤーを進んで選定するものとします。

3. 労働慣行

当社は、事業活動を行う国や地域において適用されるすべての労働法を遵守するサプライヤーと取引を行います。

サプライヤーの選択において、当社は、雲母などの採掘における児童労働および強制労働の禁止；紛争鉱物の使用の禁止；従業員にとって安全で清潔かつ健全な労働環境の維持；最低賃金以上の給与支給；労働時間に関する法規の遵守；従業員の団結権の尊重などの問題について特に注意を払っています。

4. 知的所有権^{*}の保護および守秘義務

当社は、機密情報や個人情報の管理・保護を適切に行い、サプライヤー自身の知的所有権だけではなく、三好化成グループおよび第三者の知的所有権の保護を保証するサプライヤーと取引します。

当社は、サプライヤーに対し、三好グループとの取引に関連する知的所有権を取得し、方針や手順書を保持すること、そして知的所有権侵害の防止、企業の機密情報や企業秘密の保持と管理、従業員の個人情報保護に関する従業員研修やトレーニングの実施に努めることを求めます。

* 知的所有権とは、特許、商標、著作権、および企業機密をいう。

5. 持続的環境保護

当社は、事業活動を行う国や地域において適用されるすべての環境保護法を遵守するサプライヤーと取引を行います。

当社は、環境保護に積極的な姿勢を堅持し、生物多様性の保護、温室効果ガス（GHG）排出の削減、水資源管理、資源の保全と再利用、汚染防止などの対策を通して持続可能な社会の発展に寄与するために努力します。

当社は、サプライヤーに対し、環境保護の重要性を認識し、生物多様性の保護、資源の使用から廃棄物の処理に至るまであらゆるフェーズでの GHG 放出の削減、資源の保全と再利用など環境保護に適切な対策に基づいて事業活動を行うよう求めます。

6. 動物実験

当社はいかなる自社の製品についても動物試験を実施しません。同時に、サプライヤーに対しても、原材料や製品の安全性を保証するために法や規制により要求される場合を除き、当社に供給する原材料や製品について動物実験を実施しないよう求めます。

7. 公正な事業慣行

当社は、事業活動を行う国や地域において適用されるすべての公正取引法を遵守するサプライヤーと取引を行います。当社は、品質、コスト、供給能力を基準にサプライヤーを選定します。当社は、公正性に疑義をもたれたり、あるいは法令違反となるような贈答や接待は、提供も授受もいたしません。当社は、サプライヤーに対しても、賄賂などの不適切または違法な利益供与を意図した贈答品を贈ったり、接待に関わったりすることのないよう要求します。

遵守の検証

当社は、当該サプライヤー行動基準が遵守されていることを検証する目的で、サプライヤーに対して、質問票への回答、現場検証の承諾、会社の権限ある代表者の署名が付された資料や記録の提出を求めることができることとします。

当社は、サプライヤーと取引を行う前に当社のサプライヤー行動基準に対するサプライヤーの合意を得るものとし、本基準の内容への遵守および本基準に遵守するというサプライヤーの意志を表明する文書の提出を求めることができることとします。

また、当社は、独自の裁量によりサプライヤー行動基準を改訂することがあります。改訂がなされた場合には、取り引きしているサプライヤーにその旨を通知するとともに、ウェブサイトにて改訂内容を掲示します。改訂後、当社は、かかる変更についてサプライヤーの合意および遵守を求めるものとします。

サプライヤーが、改訂に関して何か質問がある場合、または改訂に関し説明を必要とする場合は、当社の担当者と連絡をお取り下さい。

2017年4月1日制定



我々は、三好化成グループのサプライヤー行動基準を受け取りました。行動基準の内容に同意し、遵守することを約束します。

日付：

お取引先名：

署名者の役職：

署名：

